

## 総会議事録（第7回）

1 開催日時 令和3年10月27日（水）14時00分～

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（32名）

○農業委員（15名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳

5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 10番 松下 善光

12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真 15番 寺坂 哲郎

16番 川本 康代 18番 山口 和夫

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 原 正人 2番 平山 清孝 4番 小川 國治 5番 井上 秀明

6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之

10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎

14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 鳥越 優

19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（3名）

9番 朝長 洋子 17番 山田 武人

19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（2名）

3番 渡辺 和久 18番 梶原 茂

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規程による通知報告の件

報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件

第5号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件

第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件

第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件

6 事務局 局長 平地 俊夫

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

## 1 開会

### ○事務局長

ただいまから「令和3年度第7回農業委員会定例総会」を開会いたします。

## 2 会長挨拶

## 3 議事録署名人指名

### ○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

### ○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

9番農業委員、17番農業委員、19番農業委員、3番推進委員、18番推進委員から欠席の届出、7番推進委員と12番推進委員から遅刻の連絡がっております。

### ○会長

次に、本日の議事録署名人を、8番農業委員、13番農業委員にお願いします。

## 4 議事

### ○議長

それでは、1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

### ○事務局

報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番鈴田小川内町の農地、地目 畑、合計面積6,261㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第6号議案、35番鈴田、第7号議案21番鈴田と関連があります。

2番竹松 黒丸町の農地、地目 田 現況は畑、面積1,310㎡です。使用貸人及び使用借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

3番福重 立福寺町の農地、地目 田、合計面積4,336㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第6号議案、37番福重、第7号議案22番福重と関連があります。

### ○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

それでは次に、2ページ、報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1番鈴田、小川内町の農地、地目 畑、合計面積6,261㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第6号議案、35番鈴田、第7号議案21番鈴田と関連があります。

2番竹松 黒丸町の農地、地目 田 現況は畑、面積1,310㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

それでは次に、3ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番鈴田、陰平町の農地、地目 田、面積1,274㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、当該地を以前から耕作していた譲受人が取得するものであります。誓約書によると、水稻を栽培する計画で、反当り480kgの収穫見込みとなっております。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは長年、譲受人が耕作をしていて、譲り渡し人も高齢ということで引き取ってもらったような格好です。譲受人も農業をされていて、全く問題はないかと思えます。ご審議をお願いします。

○議長

1 番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1 番鈴田は許可することとします。

次に、4 ページ、第 2 号議案、「農地法第 4 条の規定による許可申請の件」を議題とします。お諮りします。1 番西大村を議題としますが、本案件は 5 ページ第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請の件」5 番西大村と隣接地で、申請人と譲渡人が同一人物でありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

< 異議なし >

○議長

ご異議がありませんので、1 番西大村、第 3 号議案 5 番西大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第 2 号議案、「農地法第 4 条の規定による許可申請の件」

1 番西大村、松山町の農地、地目 畑、面積 55㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、申請者が駐車場及び小型物置を設置するため転用申請をするものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第 3 種農地です。被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水は既存の水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

第 3 号議案、「農地法第 5 条の規定による許可申請の件」

5 番西大村、松山町の農地、地目 畑、面積 260㎡、併用地を含めた全体面積 272.51㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、住宅 1 棟及び進入路を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第 3 種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には農地はありません。資金については、保証会社の事前審査回答についてを確認しております。

○議長

それでは、1 番及び第 3 号議案 5 番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先日、農業委員、推進委員で現場を確認に行きまして。先ほど説明がありましたよ

うに、周りは農地はもうなく、ほとんど家に囲まれたような状態で、ミカンの木が何本か、植わってる状態で、問題はないとみんなで話して帰って参りました。よろしく願いいたします。

○議長

1番西大村及び第3号議案5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番西大村及び第3号議案5番西大村は許可相当とします。

続いて2番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番竹松、竹松本町の農地、地目 畑、合計面積485㎡のうち221.95㎡、併用地を含めた合計面積273.63㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、申請者が賃貸住宅及び進入路を建設するため転用申請をするものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.45m、転圧、整地、アスファルト舗装を施すとなっています。雨水は既存の水路に接続し、汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続となっています。周辺には、西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されました通りでございますが、周辺はもう宅地に囲まれて、1ヶ所、農地はあるんですけど、本人さんの農地で、家庭菜園的なもので、進入路のすぐ横でございました。周辺には何ら支障も、迷惑もかけないだろうと思っております。ご審議お願いいたします。

○議長

2番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番竹松は許可相当とし

ます。

続いて3番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、大川田町の農地、地目 畑 現況は宅地、面積26㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、平成12年の居宅建設時に、建物が農地に越境した部分の追認を受けるため転用申請をするものです。なお、県からは簡易手続き相当の違反案件の基準に該当し、追認許可相当と判断するとの通知があります。

県の簡易手続きの判断の根拠としましては3つありまして、一つ目は、転用目的が個人住宅を建設したものの土地の境界線の誤認により、建物の一部が許可を受けていない農地に及んだものということ、二つ目は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地であること、三つ目は、農地法第4条第6項各号に掲げる規定のいずれにも該当しないということであります。また、追認許可相当と判断に至ったその他の事由として、違反による周辺農地の営農に支障がないことと、当初から申請していれば許可できた案件と判断されているという2つが挙げられています。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続となっています。周辺には、南側に農地があります。資金については、すでに建築済みのため発生しません。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明があった通りですけども、この隣の農地というのも、もともとはこの〇〇さんの土地であったところなんです。現状が、犬走と側溝が入ったままなんで、隣にも影響を及ぼさないんじゃないかと思います。

○議長

3番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番竹松は許可相当とします。

続いて4番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番福重、今富町の農地、地目 田、合計面積1,068㎡のうち904.2㎡、申請者

は記載のとおりです。本件は、巨峰園の直売所及び来客、従業員用の駐車場を建設するため転用申請をするものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第3種農地です。被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水は既存の水路に放流し、汚水・生活雑排水発生しないとなっています。周辺に隣接農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、4番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

場所等については、いま事務局からあった通りです。ここはブドウの直売所をされています。それで駐車場等はちょっと手狭になったということで、それを広げようということで計画をたてました。昨日みんなで見に行きましたが、何も問題はないということで見てきました。皆さんご審議よろしくをお願いします。

○議長

4番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番福重は許可相当とします。

続いて、5ページ、第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番大村、赤佐古町の農地、地目 畑、面積431㎡、贈与者及び受贈者は、記載のとおりです。契約は贈与です。

本件は、受贈者が自己住宅を建築するため転用申請を提出するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1～0.15m、切土0.2～0.3m、防護柵を設けるとなっています。周辺には、西側以外は農地があります。雨水排水は既存の側溝に放流、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいま、事務局から説明があった通りでございます。ただ、隣接する土地が周りが、ちょっと高いので問題ないかと思えますけど、防護策を設けてきちんとされるということですね。雨水排水も問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番大村は、許可相当とします。

お諮りします。続いて、2番大村を議題としますが、本案件は8ページ第4号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番大村と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番大村、第4号議案1番大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、赤佐古町の農地、地目 畑 現況は介在畑、面積410㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、当初転用者が昭和51年3月24日に転用の許可を受け、住宅を建設する予定でした。その後、仕事や家庭の事情で転用を実行することができなくなった。現在も年金暮らしで住宅を建設する資力もなく、土地を管理することも難しくなってきたため、今回の譲受人が自己住宅を建築するというので、2番大村で転用申請と、第4号議案1番大村で計画変更申請書を提出するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、被害防除は盛土0.9mとなっています。周辺には南側と西側に農地があります。雨水排水は雨水浸透柵を利用し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、2番及び第4号議案1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

はい。先ほど事務局の説明がありましたように、昭和51年に転用の許可申請が出ており、その後変更はあっておりません。そのまま維持されていましていいかなと思ってこの間協議をしてきました。ご審議お願いいたします。

○議長

2番大村及び第4号議案1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番大村は、許可相当とし、第4号議案1番大村については承認相当とします。

続いて3番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、植松3丁目の農地、地目 畑、合計面積 113㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が隣接農地への進入路として利用するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.35～0.4m、石積ブロックを設けるとなっています。雨水排水は自然流下及び既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですねもう、周り宅地で一部畑が残ってますけれども、道っていう形ですので、畑の残地がありますけれども、これは賃貸人の持ち物ですので何ら問題ないと見て参りました。ご審議の方、よろしくをお願いします。

○議長

3番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番西大村は、許可相当

とします。

続いて4番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、合計面積 330.32㎡、賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。契約は賃貸借です。本件は、賃借人が医院専用駐車場を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土0.7m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には東側と南側に農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここですね、隣の〇〇さんが賃借人のところを一部、賃借して駐車場にするものです。もともと隣の〇〇さんも賃借人さんの土地で隣の〇〇に貸してる土地なので何ら問題ないとみてまいりました。ご審議のほうよろしくをお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて6番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番西大村、坂口町の農地、地目 畑、面積 529㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が賃貸住宅2棟を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、コンクリート擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺に農地はありません。資金については、融資証明書を確認しております。

○議長

それでは、6番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先ほど地図では周りは畑になっているんですが、今は、もう周りは宅地になっていますので、特に、何も問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長

6番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、6番西大村は、許可相当とします。

続いて7番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、原口町の農地、地目 畑、合計面積 412㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が自己住宅を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.5m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺に農地はありません。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ご覧の通り三方宅地に囲まれており、何も問題はないかと思われれます。ご審議のほどお願いいたします。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、7番竹松は、許可相当とします。

お諮りします。8番竹松と、9番竹松は隣接地で使用貸人がほぼ同じ人物ですので、一括

して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、8番竹松と、9番竹松は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、原口町の農地、地目 畑、合計面積318.98㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が自己住宅を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.8m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

9番竹松、原口町の農地、地目 畑、合計面積 188㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が自己住宅を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.8m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、8番及び9番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは国道から入っていたところの土地でして、今現在も家庭用かちょっと野菜を作っておられてました。両サイドは住宅ということで、問題はないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

○議長

8番竹松、9番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、8番竹松及び9番竹松は、許可相当とします。

続いて10番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、小路口町の農地、地目 畑、面積 267㎡、使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が自己住宅を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、既存の擁壁があるとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、東側に農地があります。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されました通りでございますが、場所は、小路口町のちょっと石垣の間に入っていった狭いところの宅地でございます。隣接する農地につきましても排水は問題ないかと思われまます。道に隣接して面積も狭くございますので、何ら問題ないかと思われまます。ご審議をお願いいたします。

○議長

10番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、10番竹松は、許可相当とします。

続いて11番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番竹松、大川田町の農地、地目 畑、合計面積 1,439㎡、賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。契約は賃貸借です。本件は、介護施設及び駐車場を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1～0.4m、切土0.1～0.2m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、南側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。

○議長

それでは、11番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局からの説明の通りですけども、ここは、西側が道ですね、北側も道になっています。南側に3段くらい農地がございますけども、そことの境界がはっきりしているから何ら問題はないかと思ってみてまいりました。隣の農地については国道から十分入る大きさがあるので大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

○議長

11番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、11番竹松は、許可相当とします。

続いて、12番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

12番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、合計面積 291㎡、併用地を含めた合計面積330.93㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が自己住宅を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.8m、土留め工事をするとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、西側に農地があります。資金については、住宅ローン審査結果のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、12番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、おばあちゃんがお孫さんに分けてあげられるんですけど、屋敷内というか、自分の家の周りに300㎡あるか位の一面をお孫さんが家を建てるということで、贈与をされるということ、畑はすぐ下にあるんですけど、上は分譲されて家がいっぱいできてきています。だから別に何も問題はないと思ってみてまいりましたので、よろしくお願いします。

○議長

12番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、12番竹松は、許可相当とします。

続いて13番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

13番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積 1,983㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地8区画を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.7m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存道路側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には農地はありません。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、13番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは説明された通り、周りが全部会社だとか、住宅で囲まれた一角になります。周りには言われたように、畑とかそういうものはございません。周りには何も迷惑をかけることはないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長

13番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、13番竹松は、許可相当とします。

続いて14番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

14番福重、今富町の農地、地目 田、面積 963㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が建売分譲宅地3区画及び道路を建設するために転用するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「集落接続」に該当いたします。

被害防除計画では、盛土0.1~0.3m、切土0.2~1.0m、擁壁を設けるとなっ

ています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、北側以外に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、14番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この案件で縦道に市道が一本、まっすぐ入ってまして、その南側に宅地の予定がありまして、そこの周囲の周りがまだ本人さんの、宅地は残ってますので、周囲には全然問題ないと思って見て参りました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

14番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、14番福重は、許可相当とします。

続いて15番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

15番福重、福重町の農地、地目 畑、合計面積 2,125㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が建売分譲宅地8区画を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第1種農地です。なお、本案件は第1種農地の不許可の例外規定「集落接続」に該当いたします。

被害防除計画では、盛土0.6m、切土1.7m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には南側と西側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、15番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この場所は、今現在はミカンを少しと、あとはもう、一応管理された後が残ってました。南側にミカンを作ってる果樹園がありますが、そこと申請地は1メートルくらいの高さがあって、農地がすべて南側になっていますから、日照等もとくに問題なく、北側に残ってい

る果樹園というのも、この所有者の方の農地になっていますので、特に問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

15番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、15番福重は、許可相当とします。

続いて7ページ、16番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

16番福重、福重町の農地、地目 田と畑、合計面積 648㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が建築条件付き宅地2区画を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土0.8m、切土4.0m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、16番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは数ヶ月前に、東側が転用が済みまして、宅地がどんどん建っているところです。西側にも田んぼ、あとは畑は近所の方の畑も残っていますが、そこはもうほとんど今は耕作されていない状況です。水路等も、特に問題があるようなところはないと思いましたが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします

○議長

16番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、16番福重は、許可相当とします。

続いて、17番松原、事務局から説明をお願いします。

○事務局

17番松原、松原1丁目の農地、地目 畑、合計面積221㎡、併用地を含めた全体面積633.59㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。また、転用に係る面積基準500㎡を超過していますが、法面の面積が148.15㎡あることから、住宅を建築するための有効面積は475.46㎡となるとの理由が付されています。

被害防除計画では、盛土0.6m、切土0.6m、となっています。雨水排水は溜枡を利用し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続となっています。また、建物の高さを加減するとなっています。周辺には、北側と東側に農地があります。資金については、住宅ローン事前審査結果通知書を確認しております。

○議長

それでは、17番について、松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、併用地となっているところが昔、家が建っておりまして、その入り口のところに両方に農地が残っている状態でございます。家庭菜園をされていたのかなと思いますけども。前には下水道が通っておりますし、また、溜枡で雨水を処理するというところでございますので、下も宅地でございますし、上にも家がありますが、何ら問題はないとみてまいりました。よろしくをお願いします。

○議長

17番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、17番松原は、許可相当とします。

続いて、9ページ、第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1番大村、東大村1丁目の農地、地目 山林と畑 現況は畑、合計面積9,361㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は普通野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番菅瀬、原町の農地、地目 田、面積481㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第5号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

< 異議（意見）なし >

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第5号議案は、承認することとします。

続いて、10ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、15ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1行目、第6号議案27番三浦、第7号議案1番三浦、今村町の農地、地目 田、面積502㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、第6号議案6番三浦、第7号議案2番三浦の一部、今村町の農地、地目田、合計面積2,859㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の3行目、第6号議案8番三浦、第7号議案2番三浦の一部、今村町の農地、地目田、合計面積360㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の4行目、第6号議案3番三浦、第7号議案3番三浦、今村町の農地、地目田、合計面積3,083㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の5行目、第6号議案2番三浦、第7号議案4番三浦の一部、今村町の農地、地目田、合計面積1,376㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の6行目、第6号議案30番三浦、第7号議案4番三浦の一部、今村町の農地、地目田、合計面積1,229㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の7行目、第6号議案1番三浦の一部、第7号議案5番三浦、今村町の農地、地目田、合計面積670㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

2ページ目にいきまして、資料1の8行目、第6号議案29番三浦、第7号議案6番三浦、今村町の農地、地目田、合計面積1,647㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の9行目、第6号議案13番三浦、第7号議案7番三浦の一部、今村町の農地、地目田と畑、合計面積5,778㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の10行目、第6号議案32番三浦、第7号議案7番三浦の一部、今村町の農地、地目田、面積1,276㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の11行目、第6号議案15番三浦、第7号議案7番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、合計面積185㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の12行目、第6号議案4番三浦、第7号議案7番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、面積505㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の13行目、第6号議案16番三浦、第7号議案7番三浦の一部、今村町の農地、地目 田と畑、合計面積1,840㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の14行目、第6号議案5番三浦、第7号議案7番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、合計面積1,946㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

3ページ目にいきまして、資料1の15行目、第6号議案12番三浦、第7号議案8番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、面積376㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の16行目、第6号議案9番三浦、第7号議案8番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、面積1,186㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の17行目、第6号議案25番三浦、第7号議案9番三浦、今村町の農地、地目 田と畑、合計面積5,294㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の18行目、第6号議案7番三浦、第7号議案10番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、面積1,125㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の19行目、第6号議案17番三浦、第7号議案10番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、面積396㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の20行目、第6号議案28番三浦、第7号議案10番三浦の一部、今村町の農

地、地目 田、面積1,014㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の21行目、第6号議案31番三浦、第7号議案11番三浦、今村町の農地、地目 田、合計面積885㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の22行目、第6号議案21番三浦、第7号議案12番三浦、今村町の農地、地目 田、合計面積3,169㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の23行目、第6号議案19番三浦、第7号議案13番三浦、今村町の農地、地目 田、面積559㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

4ページ目にいきまして、資料1の24行目、第6号議案20番三浦の一部、第7号議案14番三浦、今村町の農地、地目 田、合計面積1,093㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の25行目、第6号議案18番三浦、第7号議案15番三浦、今村町の農地、地目 田、合計面積2,698㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の26行目、第6号議案14番三浦、第7号議案16番三浦、今村町の農地、地目 田と畑、合計面積2,082㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の27行目、第6号議案1番三浦の一部、第7号議案17番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、合計面積1,372㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の28行目、第6号議案10番三浦、第7号議案17番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、合計面積1,906㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の29行目、第6号議案26番三浦、第7号議案17番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、面積757㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の30行目、第6号議案20番三浦の一部、第7号議案17番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、面積641㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の31行目、第6号議案23番三浦、第7号議案17番三浦の一部、今村町の農地、地目 田、合計面積3,318㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

5ページ目にいきまして、資料1の32行目、第6号議案22番三浦、第7号議案18番三浦、今村町の農地、地目 畑、合計面積1,885㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の33行目、第6号議案11番三浦、第7号議案19番三浦、今村町の農地、地目 田、面積1,328㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の34行目、第6号議案24番三浦、第7号議案20番三浦、今村町の農地、地目 田、合計面積1,996㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の35行目、第6号議案35番鈴田、第7号議案21番鈴田の一部、小川内町の農地、地目 畑、合計面積7,326㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はみかんの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の36行目、第6号議案33番鈴田、第7号議案21番鈴田の一部、岩松町の農地、地目 畑、面積5,329㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は普通野菜の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の37行目、第6号議案34番鈴田、第7号議案21番鈴田の一部、岩松町の農地、地目 畑と山林 現況は畑、合計面積1,394㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計

画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はみかんの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の38行目、第6号議案36番鈴田、第7号議案21番鈴田の一部、岩松町の農地、地目 畑、面積1,606㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はみかんの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

6ページ目にいきまして、資料1の39行目、第6号議案37番福重、第7号議案22番福重、立福寺町の農地、地目 田、合計面積4,336㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

○委員

集積で、〇〇さんという人が借りていま、バリバリされているんですけど、あまりの広さで果たして10年間していけるのかなって。畑が近くにあるものですから、一緒に地域でミカンの手伝いとか一緒にしますけども、畑もミカン畑を開拓していろいろなものを植えられてるんですよ。今も玉ねぎをに三日前から植えられてるんですけど、こんな面積があるって知らなかったものですからびっくりしている感じです、とにかく畑がすぐ隣で、会うときは朝も夕方も会うって感じで、一人でされてるんですよ。そういう関係の仕事をしてきてらっしゃるって話は聞いて、ミカンのことも詳しく教えてもらったりとかはするんですけど、こんなって思うことがあるもんですから、例えば1人っていうのはどのくらいまで借りるっていう、とにかく1人で仕事をされてるもんですから、ちょっと不安になるっていうのもあるものですから。自分が思ってることを意見として言っておかないと収まらないかなと思って言いました。

○事務局

事務局のほうとしては、中間管理事業は農水が担当になりますので、担当の方に来ていただいて、その辺の何か基準があるのかどうかっていうことは聞けるのかなって思います。

○事務局

今、担当をしている農林の担当者がすでに帰宅をされているので、農林としては今日は回

答ができないということです。

○委員

貸付申込人と借受申込人が同一人物がいるんですけど、この仕組みはどういう仕組みなんですか。

○事務局

仕組みというか、そういう風にできる。AtoA といって、同じ人から同じ人に貸し借りできる。

○委員

今の件に関しまして、今言われた通り、これはですね、あくまでも、これ人・農地プランを説明しないと分からないよ。だからこれをやってるんだって。普段例えば私が個人的に中間管理機構に AtoA ですってといっても中間管理機構は受け付けませんから。これははっきり言ったから。人・農地プランとかそういうときだけしかこれは通用しませんから。それを説明しないとわからない。

それともう一つ。さっきの〇〇さんの件なんですけど、その人が最初に土地を中間管理機構で借りるってときは、下限面積とか関係なしに中間管理機構からいきなり 4 反とか 5 反借りれるわけですか。

○事務局

下限面積は 3 条で農地を取得するときに適用される。

○委員

借りるのは農業者じゃなくてもいいんですか。

○事務局

農業者であることは必要だと思いますけども、下限面積は関係ないです。

○委員

当初は。農地持てないはずなんですよ。持ってなかったんですよ。なんで、最初から借りれたのかなと不思議に思ったんですよ。

○事務局

そこら辺の事情はですね、先ほども言いましたけど、担当者がおりませんので今の時点ではわからないということで。ただ、下限面積は 3 条で農地を取得するときしか適用されませんのでそこはご理解ください。

○委員

それもあるんですけど、農業者の指定を受けるときに、確か、4反とかありましたよね。農業者として。農業者に指定されていないのにいきなり借りれるのかなって。

○事務局

農地の取得の時だけ、4反とか5反とか下限面積がありますので、農業者として認めるときは農地の面積が必要だと。ただ、貸し借りの時は、必要ないです。面積の基準ってのはないです。ですから例えば4反であっても、3反であっても農業者として認められる。

○委員

農業者として認められてるのかどうかわからんですけど。

○事務局

中間管理機構のほうで農業者として認めたということになるかと思います。

○委員

農地も何も持っていないのになんで認めたのかなって私思ったんですよ。

○事務局

中間管理機構事業のほうにどういう風な認め方をしたのかってのは聞かないといけないと思いますけど。

○委員

分かりました。

○事務局

委員がお尋ねになられている部分の経緯ですね。どのようなことで認めたのかっていうのは、次回の総会の時にでも担当のほうから説明がいただければと思いますけども、この中間管理事業のほうは、意見を求められてるという部分もありますので、農業委員会のほうがこれはできませんということとはできないところです。ということをご理解いただきたい。

○議長

ほかにありませんでしょうか。

本議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。